

# 静岡県立科学技術高等学校トリプルシステム協力会会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は静岡県立科学技術高等学校トリプルシステム協力会と称する。

第 2 条 本会の事務局は静岡県立科学技術高等学校内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は静岡県立科学技術高等学校定時制課程における就業支援システム（以下「トリプルシステム」という。）の推進を図ることを目的とする。トリプルシステムとは、静岡県立科学技術高等学校定時制課程に在籍する生徒が、清水技術専門校における技術・技能の習得、企業等における就業体験や実務経験を単位として認めることを通し、積極的に社会に貢献できる人材の育成を図るために、産学官が連携して就業支援を行うものである。

第 4 条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) トリプルシステムの趣旨の理解・啓発
- (2) 関係機関及び雇用主並びに関連企業との連携・協力の推進
- (3) 生徒の修学奨励と職業人としての育成強化
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) トリプルシステムの趣旨に賛同する関連団体及び企業等の団体
- (2) 本会の趣旨に賛同する個人及び団体

## 第 4 章 役 員

第 6 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書 記 1名 庶務を処理する。

第 7 条 本会の役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は総会において会員中から選任する。
- (2) 書記は事務局から会長が委嘱する。

第 8 条 役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。補充により就任した役員の任期は前任者の残務機関とする。

## 第 5 章 会 議

第 9 条 この会は総会とし、会長が招集する。

第 10 条 総会は毎年1回開催する。但し、必要に応じて会長が招集し、臨時総会を開催できるものとする。

第 11 条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 会則の改正（出席会員の3分の2以上の同意を要する。）役員の選出

### 附 則

本会則は平成 22 年 6 月 22 日より施行する。